

沼津市いじめ問題調査委員会条例の全部改正について

沼津市いじめ問題調査委員会等条例を次のように定める。

令和 8 年 2 月 6 日提出

沼津市長 賴 重 秀 一

沼津市いじめ問題調査委員会等条例

沼津市いじめ問題調査委員会条例（平成27年条例第16号）の全部を改正する。

目次

第 1 章 総則（第 1 条）

第 2 章 沼津市いじめ問題調査委員会（第 2 条－第 9 条）

第 3 章 沼津市いじめ問題再調査委員会（第10条－第14条）

付則

第 1 章 総則

（趣旨）

第 1 条 この条例は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）の規定に基づく調査に係る組織の設置に関し、必要な事項を定めるものとする。

第 2 章 沼津市いじめ問題調査委員会

（設置）

第 2 条 法第28条第 1 項の規定による調査に関し、教育委員会の附属機関として、沼津市いじめ問題調査委員会（以下「調査委員会」という。）を置く。

（所掌事務）

第 3 条 調査委員会は、法第28条第 1 項に規定する重大事態が発生した場合において、教育委員会の求めに応じ、当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を

行う。

(組織)

第4条 調査委員会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱する。

- (1) 弁護士
- (2) 医師
- (3) 学識経験者
- (4) 関係行政機関の職員
- (5) その他教育委員会が適当と認める者

(任期)

第5条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第6条 調査委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 調査委員会の会議（以下この条において「会議」という。）は、委員長が招集し、会議の議長となる。

- 2 調査委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 調査委員会は、必要があると認めるときは、会議への関係者の出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 調査委員会の庶務は、教育委員会事務局において処理する。

(補則)

第9条 この章に定めるものほか、調査委員会の運営に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

第3章 沼津市いじめ問題再調査委員会  
(設置)

第10条 法第30条第2項の規定による調査に関し、市長の附属機関として、沼津市いじめ問題再調査委員会（以下「再調査委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第11条 再調査委員会は、市長の求めに応じ、法第28条第1項の規定による調査の結果について調査審議する。

(組織)

第12条 再調査委員会は、委員5人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 弁護士
- (2) 医師
- (3) 学識経験者
- (4) 関係行政機関の職員
- (5) その他市長が適当と認める者

(任期)

第13条 委員の任期は、委嘱の日から当該事案の調査審議が終了する日までとする。

(準用)

第14条 第6条から第9条までの規定は、再調査委員会について準用する。この場合において、第6条から第9条までの規定中「調査委員会」とあるのは「再調査委員会」と、第8条中「教育委員会事務局」とあるのは「市民福祉部」と、第9条中「教育委員会」とあるのは「市長」と読み替えるものとする。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の沼津市いじめ問題調査委員会条例（以下「旧条例」という。）第1条に規定する沼津市いじめ問題調査委員会（以下「旧調査委員会」という。）の委員として在任する委員は、この条例による改正後の沼津市いじめ問題調査委員会等条例（以下「新条例」という。）第2条に規定

する沼津市いじめ問題調査委員会（以下「新調査委員会」という。）の委員とみなす。

3 この条例の施行の際現に旧条例第5条第1項の規定により選出されている旧調査委員会の委員長及び副委員長は、新条例第6条第1項の規定により選出された新調査委員会の委員長又は副委員長とみなす。

「提案理由」

いじめ防止対策推進法に基づく調査に係る組織として、新たに沼津市いじめ問題再調査委員会を位置付けるとともに、所要の改正を行うものである。